

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によって、令和5年度及び令和6年度において、市が発注する建設工事等（建設業法〔昭和24年法律第100号。以下「法」という。〕第2条第1項に規定する建設工事及び公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

安芸高田市長 石丸伸二

1 入札参加資格

別表第1左欄の区分について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

（1）客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件。）に規定する項目

（2）主観的審査事項

- ① 市が発注した建設工事の完成工事成績
- ② 市が行った指名除外の状況
- ③ 市発注工事における下請負の制限の状況
- ④ 市発注工事における暴力団排除のための契約制限の状況
- ⑤ 建設業労働災害防止協会への加入状況
- ⑥ 環境マネジメントシステムについてエコアクション21の制度における認証・登録の有無
- ⑦ ISO14005 準拠の制度における合格判定の有無
- ⑧ 障害者雇用の状況
- ⑨ 大規模災害時の協力建設事業者登録制度における協力建設事業者名簿の登録の有無
- ⑩ 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリバーセンターアダプト認定団体であること。）の有無
- ⑪ 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録の有無
- ⑫ 市による優良建設業者としての表彰の状況
- ⑬ 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定の有無
- ⑭ 広島保護観察所への協力雇用主としての登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録の有無

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

（1）申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

- ① 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 別表第1右欄に掲げる建設工事の種類について法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- ③ 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審

査（前記1（1）で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていない者

- ④ 前号の経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完成工事高がない者
- ⑤ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに安芸高田市税の滞納がある者
- ⑥ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は安芸高田市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。
- ⑦ プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行なっていない者
- ⑧ 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（2）申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、原則、電子申請（広島県及び安芸高田市の使用に係る電子計算機〔入出力装置を含む。以下同じ。〕と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織〔以下「電子申請システム」という。〕を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち、営業所を統括し、指揮監督する権限を有するものをいう。以下同じ。）を県内に有する者（以下「県内業者」という。）に限り、窓口における申請もできるものとする。

① 電子申請

ア 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を広島県及び安芸高田市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第2各項の添付書類（第1項、第3項、第6項、第7項及び第8項のものを除く。）は、別に広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10番52号。以下「建設産業課」という。）に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

イ 申請期間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月18日（金）までに電磁的記録を広島県及び安芸高田市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和4年11月25日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵便又は信書便により建設産業課に到達させなければならない（期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

② 窓口における申請

ア 申請方法

県内業者は、別記様式第1号による資格審査申請書及び別表第2に掲げる添付書類を、次に掲げる提出先に持参又は郵送により申請もできるものとする。

提出先：安芸高田市企画部財政課入札・検査係（安芸高田市吉田町吉田791）

イ 申請期間

令和4年11月1日(火)から令和4年11月18日(金)までとし、その経過後は市長が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

なお、追加申請期間は、別に公示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、市長が必要と認めるときは隨時行うことができるものとする。

3 受付票の交付

前記2 (2) ②に定めるところにより申請をした者に対しては、受付票を交付する。

4 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

5 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかつたことが判明した場合は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和5年度及び令和6年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和7年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

6 入札参加資格の有効期間

この公示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和7年5月31日まで有効とする。ただし、令和7年6月1日以降においても令和7年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和7年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

7 その他の事項

この公示で定めない事項については、必要に応じて市長が定める。

別表第1

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

別表第2

添　付　書　類
1 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書
2 建設業許可申請書の写し
3 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4の総合評定値通知書の写し。ただし、令和3年4月1日以降に審査基準日が到来したもので最新のものとする。
4 安芸高田市に納付すべき市町村税について滞納がないことを証した書面
5 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し
6 営業所一覧表
7 誓約書
8 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）
9 建設業労働災害防止協会への加入を証する書面の写し
10 エコアクション21の制度における認証・登録に係る認証・登録証の写し
11 I S O 14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し
12 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（障害者雇用義務のない者）
13 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を証する書面の写し
14 広島保護観察所への協力雇用主としての登録を証する書面の写し
15 暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し
16 一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し

注1 第9項に定める書類については加入をしている者のみが、第10項に定める書類については県内の営業所が認証・登録を受けた者のみが、第11項に定める書類については県内の営業所が合格証を受けた者のみが、第12項に定める書類については、注5に該当する者のみが、第13項から第15項に定める書類については認定又は登録を受けた県内業者のみが、第16項に定める書類については造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けた技術者を有する者のみが、それぞれ提出するものとする。

- 2 第2項に定める書類については、許可の更新手続中に限り、直近に申請した許可官庁の受付印のある規則別記様式第1号の建設業許可申請書（別紙1及び別紙2（2）を含む。）の写しとする。
- 3 第3項の審査基準日とは、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日をいう。ただし、それ以後に合併、事業譲渡又は会社分割等を行い、合併時、譲渡時又は分割時等（以下「合併時等」という。）に経営事項審査を受けた場合には、合併時等の日をいう。
なお、総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類を提出すること。
- 4 第6項及び第8項に定める書類については、入札参加資格を申請する日を基準日として作成すること。また、第2項、第4項、第5項、第9項及び第13項から第15項までに定める書類については、資格審査申請書を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。
- 5 第12項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、同法第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者をいう。

また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を1名以上直接的かつ恒常に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常に雇用している者をいう。